

## お申込方法

### オンラインでのお申込

#### 小規模企業共済オンライン 加入受付サービス▶

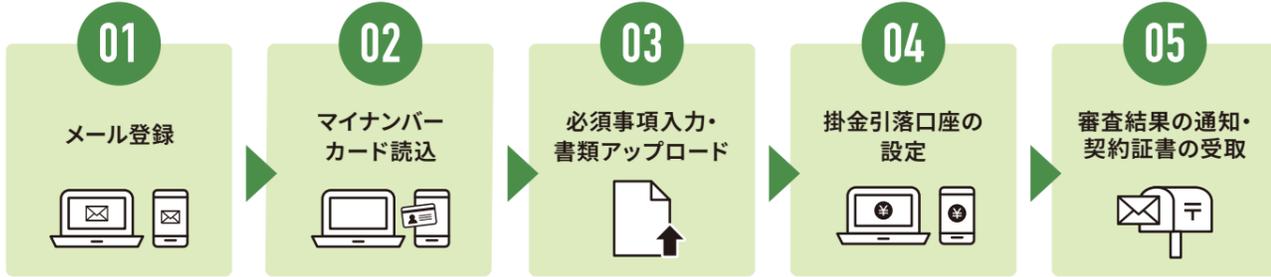
※オンラインで加入申込をする場合は、マイナンバーカードが必要です。



スマホでも・PCでも /



#### オンラインサービスを利用した申込の流れ



#### 窓口でのお申込

小規模企業共済の加入申込を窓口で行う場合は、中小機構と業務委託契約を締結している事業者の団体等(委託団体)または金融機関の本支店(代理店)の窓口でお申込する必要があります。

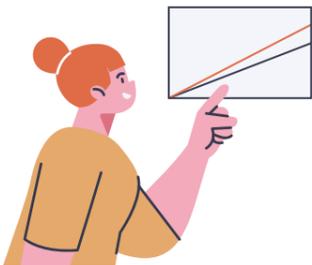
#### 下記取扱機関からお申込ください

- 金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合など※)
  - 商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合 ■青色申告会
- ※金融機関の支店によっては小規模企業共済の加入業務を取扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

#### ご加入にあたっての注意事項

- 掛金納付月数が6か月未満で、廃業した場合や死亡した場合などは、共済金は掛捨てとなります。
  - 掛金納付月数が12か月未満で、上記以外の理由で、共済金の請求や解約を行う場合は掛捨てとなります。
  - 掛金納付月数が240か月未満で、任意解約や掛金滞納による解約の場合は、解約時にお支払いする解約手当金がそれまでの掛金合計額を下回ります。\*
- ※65歳以上で180か月以上掛金を納付している方が、事業継続しながら共済金を請求する場合は老齢給付の扱いとなります。

## 小規模企業共済 共済金試算シミュレーション



共済金試算シミュレーションで、**将来受け取れる共済金の額や税額控除を試算**することができます。  
20年後の共済金の金額や、一括受取と分割受取ではどう違う、など試算してみましょう。

小規模企業共済 シミュレーション **検索**



2026.02

取扱機関名

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

共済相談室 **050-5541-7171**

【受付時間】平日9:00~17:00

ゆとりある将来に今から備える

# 小規模企業共済



POINT  
**1**

### 将来の生活安定資金に

小規模企業者が、引退後の生活安定資金を**積み立てる**制度

POINT  
**2**

### 無理なく積み立て

掛金月額**1,000円**から設定でき、途中で掛金の増額・減額が可能

POINT  
**3**

### 今の経営のサポートにも

掛金は**全額所得控除**、また**共済契約者貸付**で事業資金の借入れも可

こんな方が加入できます /

個人事業主  
フリーランス

小規模企業等の  
経営者・役員

個人事業の  
共同経営者

## オンラインで加入申込受け付け中

くわしくは**ウェブサイト**をご覧ください。

小規模企業共済

**検索**



Be a Great Small.  
中小機構

## こんなお悩みありませんか？

引退・退職後の生活設計が不安

積み立ては続けられるか心配

いざというとき備えがあれば

そんなお悩みに応える

## 経営者のための積み立て式退職金制度

## どんな制度なの？

小規模企業共済は、事業をやめられた後の生活の備えとなる「退職金」を積み立てる制度です。満期や満額は無く、廃業や退職時に受け取れます。早いうちから着実に積み立てることで、将来によりまとまった資金を受け取ることが可能になります。

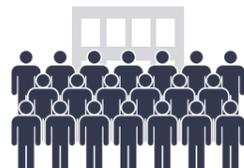
## どんな人が加入できる？

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、常時雇用の従業員（正社員に限る）数によって判断されます。

小売業・卸売業・サービス業等  
※旅館・娯楽業は除く  
従業員  
5人以下の企業



農林漁業・製造業・建設業  
運輸業・宿泊業・娯楽業等  
従業員  
20人以下の企業



※フリーランスの方は、雇用関係がなく請負契約・準委任契約等で、事業所得で申告されている方が対象となります。  
※加入時の年齢制限はありません。60歳を過ぎても、加入要件を満たせば加入できます。  
※事業を兼業している給与所得者や中小企業退職金共済制度の被共済者である場合などはご加入いただけません。  
詳しくは共済サポートnaviの「加入資格」をご覧ください。

共済サポート navi  
加入資格 ▶



## 毎月の掛金は？

月額1,000円～70,000円(500円単位)の範囲内で変更可能

いつでも「増額」や「減額」ができるので、経営状況に合わせて無理なく着実に積み立てを継続できます。



## どんなメリットがあるの？

**メリット01 掛金全額所得控除** 掛金は税制上、小規模企業共済等掛金控除として課税対象となる所得から控除できます。月額の掛金が大きいのほど優遇幅が大きくなります。

### 掛金の全額所得控除による税制優遇額一覧表

課税される所得金額	加入前の税金		加入後の税制優遇額			
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額5万円	掛金月額7万円
200万円	104,600円	205,000円	20,700円	56,900円	93,200円	129,400円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円

・「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。  
・税額は令和6年10月時点の税率に基づき、所得税は復興特別所得を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。  
・記載の内容は目安であり、将来の税額を保証するものではありません。  
・任意の金額で試算ができる「共済金試算シミュレーション」もご利用ください。

## メリット02 共済金の受取方を選べる

共済金の受け取りは、「一括」「分割(10年、15年)」「一括と分割の併用」のいずれかをお選びいただけます。

※「分割受取」、「一括と分割の併用」を希望する場合は、一定の要件を満たす必要があります。



一括受取



分割受取



一括と分割の併用受取

## メリット03 共済金受取時の税制優遇

一括受取による共済金は「退職所得扱い」、分割受取による共済金は「公的年金等の雑所得扱い」となり、税制上優遇されます。

一括受取

➔ 退職所得扱い

分割受取

➔ 公的年金等の雑所得扱い

## メリット04 貸付制度が利用可能

加入者は貸付資格を取得した後、納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で借入れが可能です。事業資金等の借入れは「一般貸付け」、災害や疾病等特別な事情による借入れは「特別貸付け」が利用でき、事業の心強い味方となります。

一般貸付け

➔ 貸付利率 年1.5%

特別貸付け

➔ 貸付利率 年0.9%

※借入れには条件があります。

## メリット05 長期加入で有利な共済金

長期にわたり加入を継続し、廃業や会社の解散により共済金を請求した場合、積み立てた合計金額よりも受給できる共済金が多くなります。図のように20年間で720万円積み立てた場合には、100万円を超える上乗せ額が生じます。

※予定利率1%で計算しています。  
また「予定利率」は、将来経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合、変更されることがあります。

